

関係事業所・施設等
代表者 様

鎌倉市健康福祉部地域共生課担当課長

「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」素案に対する
意見募集について (依頼)

日頃から、鎌倉市の行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本市では、全ての人がお互いに人格、個性、多様な生き方などを尊重し合い、共に支え合える環境がある「共生社会」の方向性を明文化するため、「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の制定に向けた準備をしており、現在、条例素案に対する市民意見公募を実施しています。

この条例素案に対して、日頃福祉等の事業に取り組まれている皆様からのご意見もいただきたく、お忙しいところ大変恐縮ですが、貴事業所等におけるご意見がありましたら、別紙意見応募用紙により、平成 30 年 12 月 25 日 (火) までにご提出ください。

なお、ご不明点等ありましたら、事務担当あてにご連絡ください。

以上、よろしく願いいたします。

記

1 意見応募期限

平成 30 年 12 月 25 日 (火) まで …**必着**

2 条例素案

- (1) 「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の概要
- (2) 「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」素案及び内容説明

3 提出方法

意見の応募は、別紙意見応募用紙により、次の提出先へ、郵便、ファックス、電子メールによりお送りいただくか、直接お持ちください。

なお、意見応募用紙の電子データは、市ホームページ (ホーム>健康・福祉・子育て>福祉>共生社会の推進>共生社会の推進について>「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の制定について) にも掲載しています。

郵便	〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市健康福祉部地域共生課
ファックス	0467-23-7505 ※宛先に「地域共生課あて」と記載してください。
電子メール	kyosei@city.kamakura.kanagawa.jp ※ 件名に「共生条例意見」と記載してください。
直接持参	地域共生課 (市役所本庁舎 1 階 6 番窓口)

裏面もあります

4 意見等の公表

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については、事業所名等を除き、後日ホームページにて公表します。個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

5 その他

この意見募集は、鎌倉市意見公募手続条例に基づかない、任意の意見募集です。

市民や、市内の事業所に勤務する個人として、意見を提出したい場合は、同時に実施している市民意見公募の方法（※）により、ご提出ください。

（※HPアドレス <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chikyo/jourei/ikenkoubo.html>）

【事務担当】

地域共生担当

電話番号 0467 (23) 3000 内線 2496